

法政大学女子ラクロス部後援会

平成 29 年 7 月 22 日

● 設立の趣旨・経過について

法政大学女子ラクロス部は、平成20年に法政大学第二体育会に申請し、3年間の準加盟を経て、平成22年に認可され、平成22年より関東学生リーグに所属するとともに平成24年には1部に昇格をしています。

これまで学生自身の努力、顧問の先生やコーチ、卒業生の優秀な指導により輝かしい成績を収めてまいりましたが、目標としている日本一には、あと一步のところまで達成をしていません。

平成27年6月27日、保護者会においてクラブ活動についての説明が学生等からありましたが大変有意義なもので、部活動際し、日々の練習やリーグ戦の他、学生自治による運営、指導者の労苦、練習場の確保や諸般の課題もその一部を理解することができました。

このため保護者としても指導者、学校との連携の下、側面より可能な範囲で支援活動を行い部活動の益々の発展に寄与できればと保護者を中心とした後援会の発足について提案、協議をしていたところ、平成27年9月23日の保護者会にて賛同を得られたところから設立に至った次第です。

● 法政大学女子ラクロス部後援会 会則

第1章 総則

第1条 (名 称)

本会は、法政大学女子ラクロス部後援会と称する。(以下、「本会」と言う。)

第2条 (事務局)

本会は、事務局を、法政大学(以下、「学校」と言う。)内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 (目 的)

本会は、法政大学女子ラクロス部(以下、「部」と言う。)の健全な学生スポーツとしての発展と強化に必要な支援と併せて会員相互の親睦融和を図ることを目的とする。

第4条 (事 業)

本会は、前条の目的を達成するため、学校、指導者、部員との連携の下、次の事業を行なう。

- 1 練習、試合、遠征、合宿などの部活動の支援に関すること。
- 2 指導者などへの援助、協力に関すること。
- 3 社会人リーグなどで活躍する卒業生の応援に関すること。
- 4 その他本会の目的達成に必要な事業に関すること。

第3章 会 員

第5条 (会 員)

- 1 本会は目的に賛同する保護者会員及び一般会員をもって組織する。
- 2 保護者会員は、部員の保護者とし、入部とともに任意入会できるものとする。
- 3 一般会員は、本会の目的に賛同する関係者とし、随時入会できるものとする。
- 4 本会の入会は、原則として会費の納入を以てする。

第4章 役 員

第6条 (役 員)

本会に、次の役員を置く。

- | | | | |
|---|-----|-----|-------------|
| 1 | 会 長 | 1名 | 本会を総括する。 |
| 2 | 副会長 | 3名 | 会長を補佐する。 |
| 3 | 会 計 | 2名 | 会の会計を行なう。 |
| 4 | 書 記 | 2名 | 会の記録を行う。 |
| 5 | 監査役 | 2名 | 会の会計監査を行なう。 |
| 6 | 総 務 | 若干名 | 会務の執行を行う。 |

第7条 (役員選任)

役員は、総会に於いて会員の中より互選する。但し、総務は会長が指名し、受けて会務を執行する。

第8条（役員任期）

役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。また、役員に欠員が生じた場合は、役員会にて、選任することができる。

第9条（役員会）

- 1 会長は、必要に応じ、役員会を招集するものとする。
- 2 役員会はその会則に定めるものの他、本会の運営に関する必要事項について審議する。

第5章 顧問・相談役

第10条（顧問・相談役）

本会に、顧問・相談役を置くことができる。顧問・相談役は役員会において推薦し、会長がこれを委嘱するものとする。

第6章 会計

第11条（資産の構成）

本会の経費は、通常会費、寄付金及びその他の収入を以てこれに充てる。

第12条（会費）

通常会費は、年会費として1口5千円とし、2口以上とする。ただし入会の時期によっては、これによらないことができる。

第13条（会費の使途）

本会の会費の使途については、次のとおりとする。

- 1 本会の活動、運営に必要なもの。
- 2 第4条の事業に関するもの。
- 3 上記の他、第14条の総会の議決にて決定されたもの。
- 4 前年度余剰金は翌年に繰り越すものとする。

第7章 総会

第14条（総会）

- 1 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 2 通常総会は年1回とし、必要に応じ臨時総会を開くことができる。
- 3 年度は11月1日から翌年10月31日とする。
- 4 総会は次の事項を司る。
 - (1) 活動報告
 - (2) 会計の報告（決算報告）
 - (3) 事業計画、予算に関する事項
 - (4) 役員を選任に関する事項
 - (5) 会則の制定、改正・改廃に関する事項
 - (6) その他本会に必要な事項
- 5 総会の議決は出席者の過半数を以て成立するものとする。（委任状も認める。）ただし可否同数の場合は会長がこれを決する。
- 6 やむを得ず総会を開くことができない場合、第9条に定める役員会を以て必要事項を審議、議決することができる。ただし議決の方法は、前項を準用する。

付則

（施行期日）

この会則は、平成27年12月23日から施行する。

（個人情報の取り扱いについて）

会員の個人情報は、部後援会で適切に管理し、部後援会に関わる業務以外で事情がない限り、会員の承認無く第三者にその情報を開示、提供することを禁ずる。